

令和 7 年 3 月 26 日
健康福祉部障がい福祉課

報道関係者各位

山形県立点字図書館の名称変更及び休日開所について

県では、点字図書・録音図書の制作及び貸出のほか、相談対応、関連情報の提供などを行う山形県立点字図書館を設置運営しており、令和 6 年度より「山形県視覚障がい者情報センター」を通称としておりましたが、この度、正式に名称を変更することといたしました。

また、当該センターについては、これまで平日のみ開館しておりましたが、令和 7 年度より、休日開所日を設定することといたしました。

つきましては、名称変更及び休日開所に係る周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 名称変更について

- (1) 施設名称 〈新〉山形県視覚障がい者情報センター
 〈旧〉山形県立点字図書館
- (2) 施設住所 山形県山形市十日町一丁目 6 番 6 号（現在地と同じ）
- (3) 新名称使用開始日 令和 7 年 4 月 1 日（火）

2 休日開所について

- (1) 休日開所日 4 月～6 月及び 9 月～11 月の第 4 日曜日
 ※令和 7 年度より開始

(※) 点字図書館は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 34 条に定める視覚障害者情報提供施設である。



【問い合わせ先】

障がい福祉課障がい者活躍・賃金向上推進室
室長補佐 石澤 美喜
TEL 023-630-2706 / FAX 023-630-2111
報道監 健康福祉部次長 菅原 正春